

「公共調達に係る入札契約制度 に関する報告書」の概要

平成27年6月

山 形 県

本書は、「山形県公共調達基本条例（平成20年7月県条例第43号）」第4条第2項の規定に基づき、山形県議会に対し、公共調達（県が支出負担行為に基づき行う調達）に係る入札契約制度の運用の状況及び見直しの内容に関する報告を行うことを目的に作成したものです。

なお、本書は2部構成となっており、第1部は、建設工事及び建設工事関連業務委託に関する報告、第2部は、物品及び役務等の調達に関する報告としています。

「公共調達に係る入札契約制度に関する報告書」の概要

第1部 建設工事及び建設工事関連業務委託関係

第1章 入札・契約を取り巻く状況等

1 建設業を巡る環境

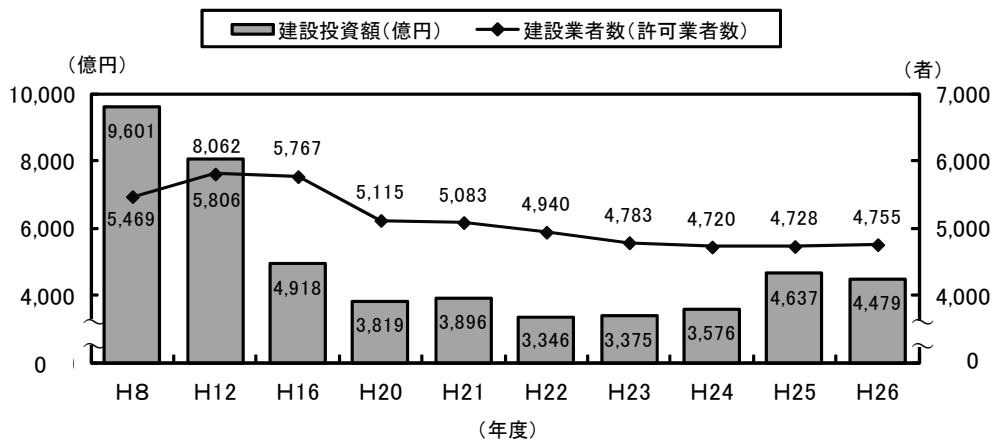
(1) 建設投資額の推移 (p. 1)

本県の建設投資（公共・民間）額は、平成8年度をピークに減少してきた。平成26年度（4,479億円）は、前年度より158億円減少（△3.4%）し、平成8年度の46.7%（平成25年度は48.3%）となっている。

(2) 建設業者数及び建設業就業者数（建設業許可業者数）等の推移 (p. 1～)

建設投資額の減少幅に比べ、建設業者数の減少割合が小さいことから、平成26年度の一業者当たりの建設投資額（0.94億円）は、前年度より4.0%減少したものの平成8年度の53.7%（前年度55.9%）となっている。

県内建設業就業者数は、平成22年国勢調査では48,111人と平成12年から25,409人（34.6%）減少している。

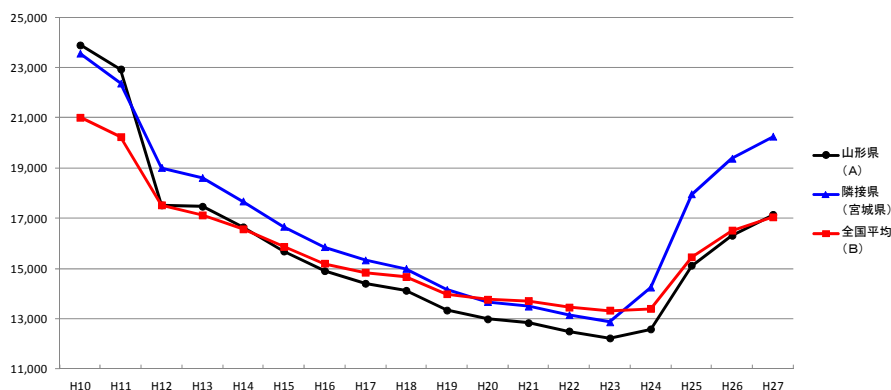


(3) 設計労務単価の推移 (p. 3)

設計労務単価（主要12職種平均）は低下が続いてきたが、平成24年度から上昇に転じ、平成27年度単価（17,142円）は、平成23年度比で40%の大幅な増加となった。しかし、ピーク時（平成10年度）の72%となっており、また、隣接県（宮城県）との格差は大きい状況にある。

主要12職種： 特殊作業員・普通作業員・軽作業員・とび工・鉄筋工・特殊運転手・一般運転手
・型枠工・大工・左官・交通誘導員A・交通誘導員B

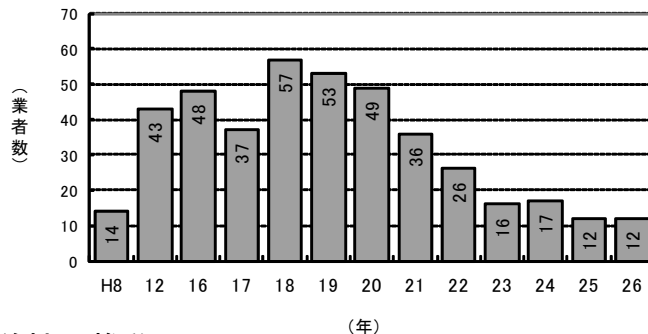
主要12職種設計労務単価の推移



(4) 倒産件数の推移 (p. 3～)

本県の倒産件数は、平成16年まで増加傾向を続け、平成18年をピークとして、その後減少傾向となっている。平成26年(倒産件数12件)は、本県ピーク時(平成18年 57件)の約21%となっている。

建設倒産件数の推移(暦年)

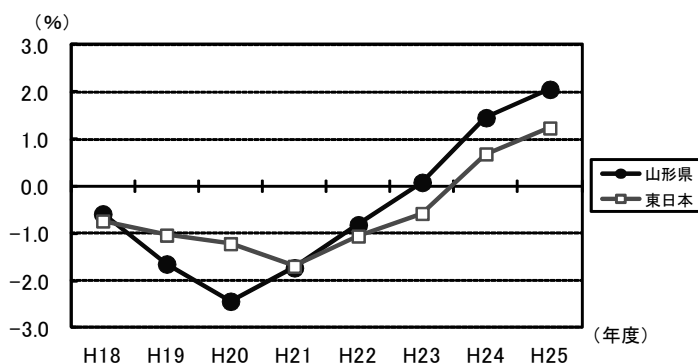


(5) 収益性の推移 (p. 4)

本県建設業の収益性は、平成22年度までマイナスが続いてきたが、平成23年度にプラスへ転じ、平成25年度はプラスの2.06%となった。その一因として、県内における工事増加や低入札対策の効果が考えられる。

なお、収益がマイナスであった状況が長く続いてきた状況を踏まえ、今後とも経営状況を引き続き注視していく必要がある。

建設業の収益性(売上高経常利益率)の推移



2 建設業者へのアンケート調査の実施 (p. 5)

今後の建設業振興施策に資するため、「建設業者の経営等(経営力強化・人材育成)に関するアンケート調査」を平成27年3月に実施した。

アンケートの結果、建設業の経営力・技術力の強化のために県に実施を望む施策としては、「技術者・技能者の養成支援」を求める割合が73.0%と圧倒的に多かった。前年度も同様の結果であり、これを踏まえ、平成26年度より「1級土木施工管理技士」の資格取得支援の講習会を開催している。

3 業界団体との意見交換会の実施 (p. 5)

建設業協会や測量設計業協会など7団体と意見交換を行い、入札・契約制度の改善点や関係業界が抱える問題点を把握するため、意見・要望の聴き取りを行い入札契約制度の改善につなげた。〔改善内容は、P5:第3章に記載〕

第2章 平成26年度における入札・契約の実施状況

1 建設工事関係

(1) 落札率等の状況 (p. 6～)

建設工事の入札方法については、平成19年度から原則として一般競争入札方式により実施している。

平成26年度の県全体の平均落札率は95.8%となり、前年度(95.6%)と比べてほぼ横ばいである。

これは、平成23年度に低入札価格調査制度の調査基準価格について、国を上回る引き上げを行うとともに、総合評価落札方式における「品質等確実点」を導入した結果、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれ、平成26年度も高水準の傾向が続いているものと考えられる。

落札率の推移 (建設工事) (全部局、予定価格250万円超)

入札方法	(単位: %、件)										
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	件数
一般競争入札	90.0	88.5	86.3	88.6	91.1	89.9	92.3	94.2	95.7	95.8	1,265
指名競争入札	91.7	92.2	90.4	87.1	97.0	92.9	95.4	97.9	97.0	96.6	16
随意契約	96.6	98.7	98.7	95.5	97.0	99.5	97.0	92.3	92.5	99.1	71
合計	90.2	89.1	86.6	88.6	91.2	90.0	92.4	94.2	95.6	95.8	1,352

※落札率:加重平均(契約金額合計/予定価格合計)

(2) 入札不調の発生状況 (p. 7～)

平成26年度の県土整備部及び農林水産部における入札不調発生件数は、118件(8.6%)で、前年度と比較して70件(4.4ポイント)減少している。県では、今後も継続して工事の早期発注に配慮しながら、年間を通した工事量を平準化し、特定の時期に工事を集中させないことや、工期を柔軟に設定することなどに努める。また、工事発注見通しの公表項目に工事の概算額も公表し建設業者が受注しやすいようにしている。

こうした不調案件は、工期の見直しや、関連事業など複数の工区をまとめて再発注する発注ロットの大型化などの工夫をして再発注することにより、そのほとんどが契約に至っている。

(3) 県内受注率の状況 (p. 8)

県内(本店)業者の受注率は、件数ベースで95.4%、当初契約金額ベースで94.9%となっており、上昇傾向にある。

県内業者の受注率 (建設工事)

入札方法	(単位: %)									
	H22		H23		H24		H25		H26	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	96.2	89.1	96.1	90.0	96.2	91.2	95.3	91.8	95.5	94.9
指名競争入札	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
随意契約	40.0	75.7	40.0	81.3	46.2	78.1	77.8	50.0	93.0	90.6
合計	95.9	89.0	95.8	90.0	95.7	91.2	95.0	91.5	95.4	94.9

(4) 品質の確保に関する状況 (p. 8～)

工事成績評定点の平成26年度における県全体の平均点は、78.9点となっており、前年度と比べると0.8点上昇した。工事成績評定点の平均を比べると、総合評価落札方式が最低価格落札方式より3.3点上回っている。

また、低入札価格調査の対象に係る入札で、調査基準価格を下回った入札があったのは、県土整備部で7件(発生率1.8%)となっており、前年度に引き続き低い割合となった。

工事成績評定点の推移 (建設工事) (全部局、当初契約金額500万円以上)

	(単位：点、件)					
	H21	H22	H23	H24	H25	H26
評定点	76.2	76.5	77.0	77.5	78.1	78.9
件数	—	—	950	1,119	1,042	1,206

総合評価落札方式の状況 (建設工事) (全部局、予定価格250万円超)

落札方式	件数	平均落札率	平均評定点	(単位：件、%、点)	
				県内業者受注率	
				件数	金額
総合評価落札方式	590	95.8%	78.7	94.2%	94.1%
	(603)	(95.8%)	(78.8)	(93.5%)	(90.3%)
最低価格落札方式	762	96.0%	75.4	96.3%	97.1%
	(775)	(95.3%)	(77.3)	(96.1%)	(94.4%)
合計	1,352	95.8%	76.8	95.4%	94.9%
	(1,378)	(95.6%)	(78.1)	(95.0%)	(91.5%)

※ () 内は前年度の数値。

2 建設工事関連業務委託関係

(1) 落札率の状況 (p. 11～)

建設工事関連業務委託については、指名競争入札を原則としている。平成26年度の県全体の落札率は87.6%となり、前年度(88.4%)と比べ0.8ポイント減と横ばいの状況である。

これは、平成23年度に、低入札価格調査制度の調査基準価格の算定方法について改正した結果、「過度な低価格入札」の抑制に対し一定の効果があらわれ、平成27年度もこの傾向が続いているものと考えられる。

落札率の推移 (建設工事関連業務委託) (全部局、予定価格100万円超)

	(単位：%、件)					
入札方法	H22	H23	H24	H25	H26	件数
一般競争入札	86.5	82.9	88.6	87.5	98.0	2
指名競争入札	82.4	84.9	86.2	87.5	85.7	875
随意契約	95.9	96.3	96.8	97.3	97.3	102
合計	83.2	85.5	86.7	88.4	87.6	979

(2) 県内受注率の状況 (p. 12)

県内（本店）業者の受注率は、件数ベースで75.4%、当初契約金額ベースで66.7%となっている。

県内業者の受注率（建設工事関連業務委託）（全部局、予定価格100万円超）

入札方法	(単位：%)									
	H22		H23		H24		H25		H26	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
一般競争入札	87.5	89.8	90.0	82.8	90.0	94.2	66.7	72.0	0.0	0.0
指名競争入札	72.3	69.1	72.8	64.0	72.8	60.3	73.6	64.9	74.3	63.4
随意契約	86.4	38.5	78.6	82.3	91.2	77.8	81.4	80.6	86.3	83.0
合計	72.9	67.7	73.2	65.7	73.6	61.6	74.4	66.6	75.4	66.7

(3) 品質の確保に関する状況 (p. 12～)

委託業務等成績評定点の平成26年度における県全体の平均点は、80.1点となっており、前年度と比べると0.2点上回っている。

低入札価格調査制度の平成26年度における調査案件の発生件数は、県全体で31件（うち県土整備部で26件）となっている。そのうち、県土整備部における発生率は18.4%と、前年度より6.7ポイント上昇しているものの、低い水準にある。

業務成績評定点の推移

	(単位：点、件)				
	H22	H23	H24	H25	H26
評定点	79.0	79.5	79.6	79.9	80.1
件数	—	612	699	777	717

低入札価格調査制度における調査実績（建設工事関連業務委託）

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26
県土整備部	基準価格設定数	140	140	167	221	240	141
	低入札発生件数	32	41	42	48	28	26
	(発生率)	(22.9%)	(29.3%)	(25.1%)	(21.7%)	(11.7%)	(18.4%)
	低入札落札件数	6	20	13	19	12	12
全県	低入札発生件数	37	47	54	53	37	31
	低入札落札件数	8	24	18	20	16	16

第3章 平成26及び27年度における改善の取組み

1 公正な競争と適正な利益が確保される入札契約制度の実施 (p. 15～)

公正な競争等を前提としながら、「品質」及び「適正な競争」を確保しつつ、建設業者等の適正な利益が確保され、工事の安全や企業の技術の蓄積と研鑽に繋がる入札契約制度となるよう、平成26年度において、以下の対策を順次実施した。〔平成27年度における取組みについても、平成26年度中の方針決定を受けたものであることから、併せて記述。〕

2 建設工事に関する改正内容 (p. 15～)

(1) 総合評価落札方式の評価の充実等

①評価対象発注機関の拡大

- ・ より多くの工事实績を評価の対象とすることで、企業・技術者の評価における安定性の向上を図るため、他部局（県警本部、企業局、病院事業局等）の発注工事の実績も評価。

（改正前）県土整備部及び農林水産部発注工事の実績を評価。

（改正後）県土整備部及び農林水産部発注工事に加え、県警本部、企業局、病院事業局等の発注工事の実績も評価。

（平成27年7月から適用）

②県との災害協定に基づく活動の加算点の見直し

- ・ 県との協定に基づく建設業者の活動実績をより高く評価することにより、県の防災対応力の一層の強化を図るため、最大3点から最大4点に見直し。

（平成26年5月から適用）

③若手技術者育成モデル工事の試行（平成27年度試行）

- ・ 若手技術者を工事に配置した場合に加点評価する、又は、若手技術者を配置した上で、ベテランの専任補助者を配置した場合には専任補助者の実績を評価するなどの、若手技術者の育成に寄与するモデル工事（総合評価落札方式）を試行する。

（平成27年7月から適用）

(2) 「予定価格事後公表の試行」から、「予定価格の原則事後公表」へ

- ・ 平成20～26年度について試行を継続し、事前公表との比較検証を行ってきたところであるが、平成27年7月以降公告分については、品確法の改正を踏まえ、災害復旧工事など迅速な施工が必要な工事等を除き、原則事後公表に移行する。なお、農林水産部においては、平成27年7月から事後公表の試行が開始される。

(3) 20者ルールの取扱いに関する緩和措置の試行

- ・ 一般競争入札において1件の工事に応札可能な業者数が20者以上となることを原則として地域要件を設定しているが、地域経済への配慮の必要性があることから、応札可能者を概ね15者とする地域要件の緩和措置の試行を継続。

（平成21～27年度試行継続）

(4) 低入札価格調査における調査基準価格の検証

- 入札工事に係る低入札制度の調査基準価格については、平成23年度に国を上回る設計金額の89%を想定した県独自の算出基礎を定めた。

平成26年度の県土整備部における工事実績で検証を行ったところ、実際の調査基準価格の平均値は、設計金額の89.4%となっており、想定どおりのレベルを満たしている。

(平成24～27年度検証継続)

(5) 見積り活用方式の試行

- 積算に用いる設計単価等と実際の取引価格との乖離が原因で、不調・不落となった工事または乖離により不調・不落の発生が予想される工事において、複数業者より見積書を徴収し、その妥当性を確認した上で工事設計金額を積算する方式を試行的に導入する。

(平成27年5月から適用)

(6) 建設工事における関係書類の簡素化

- 工事関係者の労働環境の改善を図るため、どの段階で何の書類が必要かをとりまとめて掲載した「工事書類提出一覧表」を作成し、受発注者双方が共有し、書類の簡素化を進めていく。

(平成27年4月から適用)

(7) 社会保険未加入業者の排除

- 建設業者の社会保険等未加入対策については①及び③について新たに対策を実施する。なお、下請人については②(指導・通報制度)による対応を平成24年度より継続中である。

①名簿登載業者から社会保険等未加入業者を排除

②下請契約を締結した下請人が社会保険未加入業者である場合の指導・通報

③中間前払金の適用範囲を「請負代金額1,000万円以上」から「100万円以上」に拡大することで、加入促進環境の整備を図る。

(①は平成27年4月から適用、③は平成27年7月から適用)

3 建設工事関連業務委託に関する改正内容 (p. 18～)

(1) 低入札価格調査における調査対象設計金額引き上げ

- 非指名措置の強化により低入札案件が減少したことを背景に、発注者と受注者双方の負担軽減を図り、円滑な受発注環境を整えるため、調査対象設計金額を700万円以上から1,000万円以上に引き上げ。

[1,000万円未満案件については、最低制限価格を設定し品質を確保]

(平成26年5月から適用)

(2) 建設工事関連業務委託における総合評価落札方式の試行範囲拡大

- 平成26年度において評価方法の見直しを図ったうえ、土木コンサルタント業務のみに適用してきた総合評価落札方式を、平成27年度より測量、地質調査、補償コンサルの各業務に対象範囲を拡大。試行を継続する。

(平成27年7月から範囲拡大)

(3) 県内業者優先指名競争入札の試行

- ・ 建設工事関連業務委託における県内業者の受注機会の拡大を図る目的で、県内業者優先指名競争入札を試行している。
県内企業の受注増にも繋がることから、今後も試行を継続する。
(平成24～27年度試行継続)

(4) 建設工事関連業務委託における発注見通しの公表

- ・ 建設工事関連業務委託の発注見通しについては、これまで非公表であったため、受注計画を立てにくく、年度当初の低入札が多い傾向にあったことから、1,000万円以上の業務について可能な限り発注見通しの公表を行う。
4月、6月、10月及び1月を目途に最新の内容について公表する。
(平成27年4月から適用)

2 山形県公共調達評議委員会の開催 (p. 20～)

平成26年度は委員会を2回開催し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の改正に伴う入札契約制度改善の取組み等について審議した。

第2部 物品及び役務等の調達関係

第1章 物品及び役務等の調達における入札・契約制度の運用状況

1 物品関係

(1) 契約の方法 (p. 32)

予定価格が160万円を超える物品について、原則として条件付一般競争入札による調達を行うほか、160万円以下の物品については、電子調達システムによる一般型の見積合せにより調達している。

(2) 平成26年度における入札・契約の実施状況 (p. 32)

予定価格が160万円を超える物品の調達方法は、件数で競争入札によるものが31.2%、随意契約によるものが68.8%となっている。随意契約件数の大半を占める医薬品の調達件数が増加したのに対し、競争入札によるものの件数は減少した。なお、品質については、納品検査の実施により確保されている。

予定価格160万円超の物品調達件数の年度別推移 (単位：件、%)

調達方法	平成24年度		平成25年度		平成26年度		増減(26-25) 件数
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
競争入札によるもの	204	26.7	279	38.4	205	31.2	▲74
随意契約によるもの	561	73.3	447	61.6	453	68.8	6
合計	765	100.0	726	100.0	658	100.0	▲68

2 印刷物関係

(1) 契約の方法 (p. 33)

予定価格が250万円を超える印刷物について、原則として条件付一般競争入札による調達を行うほか、250万円以下の印刷物については、電子調達システムによる一般型の見積合せにより調達している。

また、契約の適正な履行を確保するため、平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超えるもの(WTO案件を除く。)を対象に最低制限価格等を設定し、平成24年度からは設定対象金額を30万円以上に引き下げた。

(2) 平成26年度における入札・契約の実施状況 (p. 33)

予定価格が250万円を超える印刷物の契約件数は比較的少ない状況にはあるが、調達方法は、件数で競争入札によるものが55.5%、随意契約によるものが44.5%となっている。随意契約の理由としては、障がい者に対する職業訓練や授産を行う施設と契約するためなどとなっている。なお、品質については、納品検査の実施により確保されている。

予定価格250万円超の印刷物製造請負件数の年度別推移 (単位：件、%)

調達方法	平成24年度		平成25年度		平成26年度		増減(26-25)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	12	75.0	10	71.4	10	55.5	0
随意契約によるもの	4	25.0	4	28.6	8	44.5	4
合計	16	100.0	14	100.0	18	100.0	4

3 業務委託関係

(1) 業務委託の種類 (p. 34)

業務委託については、便宜上、建物等の保守管理運営、廃棄物処理などの大分類で8種目、建物清掃、警備などの小分類で49種目に区分整理している。業務内容については、安全・安心の確保がより強く求められるもの、信頼性、継続性が強く求められるものなど、多種多様なものとなっている。

(2) 契約の方法 (p. 35)

予定価格が100万円を超える業務委託について、原則として指名競争入札又は一般競争入札としているが、平成20年度からは、大分類「建物等の保守管理運営業務」及び「廃棄物処理業務」のうち12業務については、原則として条件付一般競争入札により調達している。

また、平成22年度から、過度な低価格入札による品質の悪化を防ぐため、1件の設計金額が700万円以上の役務の調達に係る低入札価格調査制度の適用を、それまでの3業務から13業務に拡大した。

(3) 平成26年度における入札・契約の実施状況 (p. 35～)

予定価格が100万円を超える契約のうち、500万円未満のものが全体の約6割を占め、比較的少額な業務委託が多い状況となっている。

調達方法は、件数で競争入札によるものが32.0%、随意契約によるものが68.0%となっている。随意契約の理由としては、品質を確保するため設置・施工・開発した業者へ保守作業を委託するためや、プロポーザル方式により選定した者へ委託するため等となっている。

予定価格100万円超の業務委託件数の年度別推移 (単位：件、%)

調達方法	平成24年度		平成25年度		平成26年度		増減(26-25)
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数
競争入札によるもの	321	26.6	273	27.3	234	32.0	▲39
随意契約によるもの	885	73.4	727	72.7	497	68.0	▲230
合計	1,206	100.0	1,000	100.0	731	100.0	▲269

第2章 平成26年度における改善の取組み

平成26年度においては、品質と競争性等にも配慮しながら、平成21年12月に決定した「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」に基づき、「地元で調達できるものは地元で購入する」ことを基本に、地元企業の受注拡大等に配慮した取組みを実施した。

1 地元調達の取組み (p. 37)

少額なものを対象として取り組んでおり、地元調達率は、物品購入において95.9%、印刷物の製造請負において99.8%、業務委託において98.6%となっている。

地元調達の実施状況 (件数ベース)

区 分	対象金額 (予定価格)	実施機関	地元調達率 (※)
物 品	10万円以下	全所属	95.9%
印 刷 物	250万円以下	全所属	99.8%
業務委託	100万円以下	全所属	98.6%

※県内企業から調達困難なもの、病院事業局発注分を除く。

※調査対象期間は、平成26年4月～平成26年12月。

2 品質確保の取組み (p. 37)

(1) 印刷物の製造請負に係る最低制限価格等の設定状況

平成22年度から、会計局会計課が発注する予定価格が50万円を超える印刷物(WTO案件を除く。)について、最低制限価格等を設定し、平成24年度からは設定対象金額を30万円以上に引き下げて実施し、平成26年度は61件中13件に失格者が出ている。

(2) 業務委託に係る低入札価格調査制度の運用状況

平成22年度から対象業務を3業務から13業務に拡大して品質確保を図っており、平成26年度は23件のうち6件が調査対象となった。

3 平成27年度の取組み (p. 38～)

(1) 地元調達運動

「物品調達等に係る地元企業への受注機会の拡大等に関する方針」を一部改正し、平成26年4月1日以降の契約日となるものから、物品購入の対象金額を5万円未満から10万円以下に、印刷物製造請負の対象金額を50万円以下から250万円以下に引き上げた。引き続き、地元調達率95%以上を数値目標とするとともに、評価・検証を行いながら、各所属とも地元調達率100%達成に向けて、所属長及び職員一人ひとりが地元企業の受注機会の拡大の取組みと県産品愛用運動を推進する。

(2) 「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」等の策定

公共調達を通じて県民の福祉向上や地域経済の発展などの社会的価値を実現するため、平成27年2月、「山形県物品等及び役務の調達に係る方針」を策定し、平成27年4月1日以降の契約日となるものから「業務委託における総合評価一般競争入札試行要領」及び「業務委託における公募型プロポーザル方式実施要領」による価格以外の要素をも評価する発注方法を導入するなど、新たな取組みを実施する。

資料編

- 1 山形県公共調達基本条例 (p. 45～)
- 2 山形県公共調達評議委員会資料 (p. 48～)
- 3 取組みに関する資料 (p. 81～)
- 4 建設業へのアンケート調査の結果 (p. 85～)